

建物の新築・リフォームをされる皆さまへ！

下水道局からの お知らせです！

宅地内排水管などの工事をする時には！

- 1 排水設備の工事をする前に届出が必要です。
- 2 排水設備の工事は指定事業者しか施行できません。
- 3 ディスポーザの設置には、ルール（届出等）があります。
- 4 地下室・半地下建物には排水ポンプが必要です。
- 5 飲食店にはグリース阻集器を設置しなければなりません。
- 6 地下排水槽（ビルピット）には悪臭対策が必要です。

ルールを守って快適な暮らしを！

建物の新築やリフォームなどで、トイレ・浴室・台所の排水管などを工事する際は、守らなければいけない下水道の法律・条例等があります。

安全で快適な生活環境の確保や、良好な水循環の形成のために、届出などのルールを正しく守ってください。



雨水浸透にご協力を！

- ◆浸水被害を減らすために、雨水浸透ますなどの設置にご協力をお願いします！
- ◆区によっては、助成等の制度がありますのでぜひ、ご活用ください。



1 排水設備の工事をする前に届出が必要です。

- ◆排水設備の新設・増設・改築には、下水道局への届出が必要です。(東京都下水道条例 第4条第1項) ただし、軽微な届出は省略することができます。詳しくは下水道局のホームページをご覧ください。
- ◆届出がない場合、建物所有者や施工業者に罰則が適用される場合があります。(東京都下水道条例 第7条の6、第25条)

2 排水設備の工事は指定事業者しか施行できません。

- ◆排水設備の工事は、下水道局が指定する「東京都指定排水設備工事事業者」(略称：指定事業者)でなければ施行できません。(東京都下水道条例 第7条)
- ◆指定事業者以外が行った工事は、罰則が適用される場合があります。(東京都下水道条例 第25条)



3 ディスポーザの設置には、ルール(届出等)があります。

- ◆排水処理装置のないディスポーザ(生ごみを粉砕するだけのタイプ)は設置できません。
- ◆都が認める「ディスポーザ排水処理システム」であれば、届出のうえで、設置することができます。(東京都下水道条例施行規程 第3条の3)
- ◆ディスポーザ排水処理システムの設置には、システム維持管理業者との維持管理契約が必要です。

4 地下室・半地下建物には排水ポンプが必要です。

- ◆建物の最下層が道路面より低い場合には、豪雨時に建物内へ下水が逆流するおそれがあります。
- ◆地下室その他下水の自然流下が可能でない場所からの排水は、ポンプでくみ上げてから下水道に流さなければなりません。(東京都下水道条例施行規程 第5条)



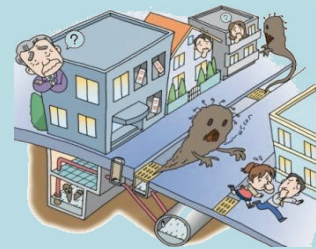
5 飲食店にはグリース阻集器の設置規定があります。

- ◆油を含んだ排水を流すと、川や海を汚したり、建物内の配管や下水道を詰まらせたりする原因となります。
- ◆飲食店や料理店では、グリース阻集器を設置しなければなりません。(東京都下水道条例施行規程 第3条の2)



6 地下排水槽(ビルピット)には悪臭対策が必要です。

- ◆地下排水槽に溜まった排水は徐々に腐敗し、硫化水素が発生します。その硫化水素が下水道管を介して、街の中で卵の腐ったような悪臭となり、問題となっています。
- ◆地下排水槽を設置する場合は、「ビルピット対策指導要綱」による、悪臭対策を講じてください。(建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱)



問合せ先(お客さまサービス課 排水設備担当)		担当する地域
中部下水道事務所	(3270)8322	千代田区・中央区・港区(台場を除く)・渋谷区
北部下水道事務所	(5820)4347	文京区・台東区・豊島区・荒川区
東部第一下水道事務所	(3645)9647	港区(台場に限る)・墨田区・江東区・品川区(東八潮に限る)・大田区(令和島に限る)
東部第二下水道事務所	(5680)1354	足立区・葛飾区・江戸川区
西部第一下水道事務所	(5343)6207	新宿区・中野区・杉並区
西部第二下水道事務所	(3969)3343	北区・板橋区・練馬区
南部下水道事務所	(5734)5043	品川区(東八潮を除く)・目黒区・大田区(令和島を除く)・世田谷区